

熊本市クーリングシェルター指定要綱

制定 令和6年5月27日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定（以下「本指定」という。）について必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(指定要件)

第2条 本指定を受けることができる施設は、次の各号の要件を全て満たす熊本市内の施設、店舗等とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 熊本県に熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放可能日時において当該施設等を市民等に開放することができること。
- (3) 市民等の滞在のために必要かつ適切な空間を確保すること。
- (4) 市と施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）との間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

(運用期間)

第3条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。なお、施設の開放可能日及び時間帯は施設の状況に応じ、次条に基づき提出された別記様式に記載されたとおりとする。

(応募方法)

第4条 本指定を受けようとする施設管理者は別記様式の「熊本市クーリングシェルター指定申請書」に必要事項を記入の上、電子メール、FAX又は持参により健康づくり推進課へ提出する。

(施設の協力事項等)

第5条 クーリングシェルターに指定された施設は、市の要請に応じ可能な範囲で次に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) クーリングシェルター案内ポスター、のぼり旗等の掲示
- (2) 熱中症予防に関する啓発チラシの掲示
- (3) その他市が必要と認める事項

(協定の有効期間)

第6条 第2条第4号に基づく協定の有効期間は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 初年度 協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日まで
 - (2) 翌年度以降 熱中症警戒情報の運用期間
- 2 前項各号の期間満了の1か月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- (協議)

第7条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に定める事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者とが協議のうえ、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

別記様式（第4条関係）

熊本市「クーリングシェルター」指定申請書

送付先	熊本市 健康づくり推進課 (FAX) 096-351-2183 (メール) kenkouzukuri@city.kumamoto.lg.jp
-----	--

■ 公開情報（熊本市ホームページ等へ掲載、公表させていただきます。）

※は必須項目です。

名称	※	
住所	※	郵便番号
		熊本市 区
電話番号	※	- -
開放可能日時	※	曜日
		時間
受け入れ可能人数	※	
ホームページURL		
備考		

■ 非公開情報（熊本市からの連絡等のみにご利用させていただきます。）

共用部分 (受入可能な場所の概要等) <small>※想定している具体的な場所や注意事項等をご記入ください。</small>	※	
ご担当者名	※	
ご担当部署等	※	
ご担当者連絡先	TEL	※
	メール	※

- クーリングシェルター指定の申請にあたっては、別紙1「クーリングシェルターについて」をお読みいただき趣旨・内容をご理解のうえ本申請書をご提出ください。
- 公表に際して、文字数等の関係で内容を一部修正することがありますのでご了承ください。
- クーリングシェルター運用期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとします。

クーリングシェルターについて

熊本市 健康づくり推進課

■ クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）とは？

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を申請に基づいてクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定したもので、市民等が暑さをしのぐため一時的に休息できる施設のことです。

■ クーリングシェルターの要件は？

指定に必要な施設の要件は以下の3つです。

- (1) 冷房設備を有すること
- (2) 熊本県に熱中症特別警戒アラートが発表されたとき、当該施設を市民等に開放することができること
- (3) 市民等の滞在のために、必要かつ適切な空間^{※1}を確保すること

※1 申請される受入可能人数（5人であれば5人、10人であれば10人）が滞在できるスペースがあればよく、室温や広さ、専用室等を設ける等の条件はありません。

■ 指定されるとどうなりますか？

熊本市ホームページで公表させていただくほか、さまざまな手段で市民へ広く広報・周知を行い、活用を呼び掛けます。

■ 熱中症特別警戒アラートが発表されたときだけ受け入れればいいですか？

アラートが発表された時はもちろんですが、発表されていないときも、運用期間^{※2}中は受け入れをお願いします。

※2 熊本市のクーリングシェルター運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間と同じです。

■ 具体的に何をすればいいですか？

通常の開館時間・営業時間内で、既存のスペース等で市民等の方の受け入れをお願いします。

このために専用スペースや専用室を設けていただく必要はありません。

もし暑さ等で具合が悪そうな方がおられましたら、お声かけ等をお願いします。

また、クーリングシェルターであることを示すポスター等の掲示をお願いすることがあります。

- **熱中症特別警戒アラートが発表されたら、休みの日でも開放が必要ですか？**
申請時の「開放可能日時」で受け入れをお願いします。営業時間外や休館日・休日の開放をお願いするものではありません。
- **受入可能人数を超えて市民等が来られた場合はどうすればいいですか？**
申請時の「受入可能人数」を超えた人数が来られた場合でも、滞在が可能であれば受け入れが可能です。営業等に支障が出ない範囲で、施設・店舗でご判断ください。
- **クーリングシェルターの指定をはずしてほしいときはどうすればいいですか？
また、来年以降も毎年申請が必要ですか？**
指定を取り下げたい場合や申請事項に変更が生じた際は、お手数ですが熊本市健康づくり推進課へご連絡をお願いします。来年以降につきましては、取り下げのお申し出がない場合自動的に指定を継続させていただきます。
- **冷房その他に必要な経費は払ってもらえますか？**
申し訳ありませんが、一切の経費は各施設において負担ください。
営業等に支障のない範囲での対応をお願いします。

上記のほか、ご質問や疑問等がございましたら、下記までご連絡ください。

熊本市 健康づくり推進課

TEL：096-328-2145

メール：kenkouzukuri@city.kumamoto.lg.jp